様式第３号

**秘密保持誓約書**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）は，公益財団法人放射線影響研究所（以下「乙」という。）に対し，放射線影響研究所・広島大学合築建物新営工事選定のための一般競争入札（総合評価方式・施工能力評価型）（以下「本入札」という。）にあたり，秘密保持に関する以下の条項を遵守することを誓約する。

（定義）

第１条　この誓約でいう秘密とは，文書，口頭及びその他の方法によることを問わず，乙が秘密として指定した上で開示される本入札の仕様書等の情報で，公には入手できない情報をいう。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，この限りでない。

⑴　乙より開示された時点で，既に公知となっていた情報

⑵　乙より開示された後，甲の責によらず公知となった情報

⑶　乙より開示された後，第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

⑷　正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報

（秘密保持）

第２条　甲は，厳に秘密を保持するものとし，乙の書面による事前の承認なくして，第三者（甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する事業者並びに弁護士，公認会計士，税理士その他の顧問契約をしている助言者を除く。）に対して，秘密を開示してはならない。

２　甲は，乙の書面による事前の承認なくして，秘密が記録された文書及び電磁的記録を複製してはならない。

３　甲は，秘密が漏洩することがないよう，乙から開示された秘密が記録された文書及び電磁的記録並びに乙の事前の承認を得て作成した複製物（以下「秘密情報」という。）の施錠可能な場所への保管等適切な措置を講じなければならない。

第３条　甲は，本入札の目的の範囲内で甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する事業者並びに弁護士，公認会計士，税理士その他の顧問契約をしている助言者に対して秘密を開示するときは，これらの者に対しても甲の責任において秘密を保持しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第４条　甲は，秘密を本入札のために必要な限りにおいて利用するものとし，本業務以外の目的に一切利用してはならない。

（秘密情報の返還）

第５条　甲は，本入札の終了日又は乙から請求があったときは，秘密情報を速やかに乙に返還しなければならない。

（有効期間）

第６条　本誓約に定める秘密保持及び利用制限に関する甲の義務は，各秘密の開示を受けた日から発生し，秘密情報の返還後も有効に存続するものとする。

（損害賠償）

第７条　甲がこの誓約に違反したときは，甲は違反状態の改善の義務を負うものとする。

２　甲は，秘密を外部に開示又は漏洩したときは，これに起因する乙又は第三者の損害を賠償しなければならない。

（信義則）

第８条　甲は，信義を重んじ，誠実にこの誓約を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第９条　この誓約に関する紛争については，乙の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の裁判所とする。

（疑義等の決定）

第10条　この誓約書に定めのない事項及びこの誓約の遵守に関し疑義を生じたときは，甲は，乙と協議しなければならない。

２０２４年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲：住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

様式第４号

**反社会的勢力排除に関する誓約書**

2024年 　月 日

公益財団法人放射線影響研究所

理事長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　 住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　 商号または名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　 　　　　㊞

当社は、反社会的勢力に該当しないことを確約し、下記の各項を遵守することを誓約します。 本誓約書の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに貴研究所との取引停止または契約解除の取扱いを受けても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切を当社の責任といたします。

記

１ 貴研究所との取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約いたします。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以 下これらを「暴力団等」という。)

（２）暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（３）暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

（５）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（６）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２ 上記１の確認のために調査が実施される場合には常に協力し、貴研究所から要請された資料等を直ちに提出することを確約いたします。

３ 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）脅迫的な言動または暴力を用いた行為

（４）風説の流布、偽計または威力を用いた行為

（５）その他前号に準ずる行為

４ 上記１に掲げるもの（以下「反社会的勢力」という。）を下請契約等の相手方にしません。

５ 下請契約等の相手方が反社会的勢力であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

６ 自己又は下請契約等の相手方が反社会的勢力から不当な要求行為を受けた場合は、貴研究所事務局に報告し、警察に通報します。

以上